

# MCS税理士法人通信～税制改正特集～ 号外版8号

## 第八回 金融証券税制の非課税口座について

今回の税制改正特集は、金融証券税制の非課税口座の開設についてです。

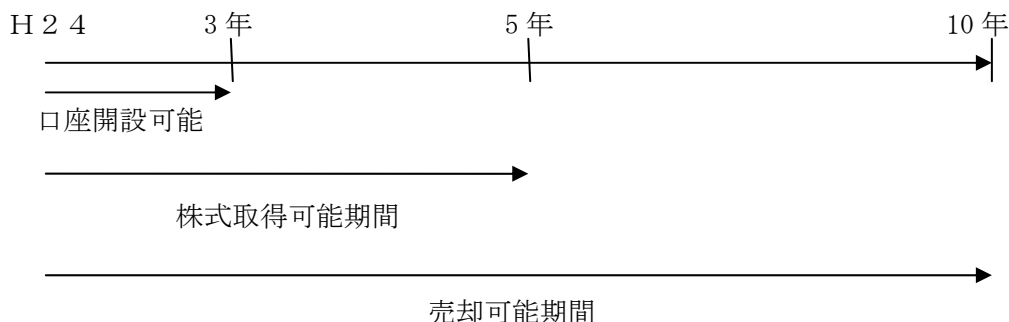
こちらは、平成24年より開始される上場株式等に係る税率の20%本則税率化（所得税15%、住民税5%）にあわせて、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税処置を導入することです。

こちらは金融商品取引業者等（証券会社など）に開設した非課税口座内において管理されている上場株式等に係る配当等や譲渡による譲渡所得については、その開設の日の属する1月1日から10年内のものについてはその年の1月1日から12月31日までの取得対価の合計金額が100万円までの金額について所得税や住民税を課さないという措置です。（開設は申請書を提出する必要があり、提出の期間は平成24年から平成26年までとなります。また1人1年1口座まで開設することができます）

現在の課税税率については10%（所得税7%、住民税3%）となっており、この税率を20%の課税にもどすことにより個人投資家の投資が縮小するだろうということに対して行われる対策だと思われます。

### 非課税口座利用のメリット・デメリット

- ・短期売買として保有する有価証券等については非課税口座内での譲渡が有利になるが、10年以上保有するかもしれない有価証券等についてはあまり有利にならない。
- ・株式等を取得することができる期間は5年間であるため、投資総額は100万円×5年間で最高500万円までとなるが、売却した場合にはその金額を再利用することができない。
- ・1年間に取得することができる金額は100万円以内であるが、100万円に満たない分については翌年以降に繰り越すことができない。 e t c



※上記以外のメリットやデメリットが各関与先様の状況によりあると思いますが、個々の詳細につきましては各監査担当者にお聞き下さい。

## MCS税理士法人 青山事務所・立川事務所

〒107-0062

〒190-0023

東京都港区南青山 3-13-1 小林ビル 4 階

立川市柴崎町 3-11-4 千代田生命立川ビル 4 階

電話：03-5786-0340 F A X：03-5786-0341

電話：042-595-7671 F A X：042-528-6949

<http://mcs-sougou.tkenf.com>

<http://www.mcs-office.jp>

mail：bzq22140@tkenf.or.jp

mail：info@mcs-office.jp